

「ラオス法整備支援の準備調査から得られたもの」

大阪大学准教授

名津井 吉 裕

はじめに

東南アジア諸国での法整備支援活動は、既にベトナム、カンボジア等で実施され、その成果は広く知られている。この間、ラオスに対する法整備支援のための準備的な調査・研究も、並行して行われてきたようであるが、このたび、本格的な支援の開始が正式に決定された。私は、2009年度末、ラオスの法整備支援の実施可能性を探るための準備活動に関与することになり、日本滞在中のラオスの実務家を交えて国内で開催された2回のワークショップ、これを踏まえてラオスで開催された現地ワークショップに参加した。私は、このときまでに「法整備支援」と名のつく活動に関与した経験を持ち合わせていなかった。また、これら一連のワークショップに参加して一定の知見を得た現在ですら、お世辞にも事情通とはいえない。それでも、ラオスに対する本格支援の開始が決定したのを機に、本誌においてラオス特集号が組まれるということで、寄稿を依頼された。私と法整備支援とのつながりは上記の通りであるから、寄稿者として、私が甚だ役不足であることは重々承知している。だが他方で、今回の準備活動に参加した者として、その状況を報告することは責務であるように思われる。以下では、国内での準備活動、及び、現地ワークショップを通じて私が感じたことの一部を紹介することをもって責めをふさぎたいと思う。この小稿が、これから本格支援に携わる方々にとって、わずかなりともお役に立てば幸甚である。

I 準備作業

私がラオスの法整備支援への協力を求められたのは、2009年12月末のことである。ただ、ラオスに対する本格支援を見据えた準備活動は、かなり以前から、法務省法務総合研究所及びJICA（国際協力機構）によって周到に進められていたようである。さて、私が参加した最初の企画は、2010年2月9日に法務総合研究所（大阪）で開催された、ラオス実務家とのワークショップである。この企画の趣旨は、同年3月に開催予定の現地ワークショップで検討すべき課題をどうすべきかについて、名古屋大学に留学中のラオスの実務家（裁判官・検察官・弁護士）との意見交換からヒントを得て、検討することであったと理解している。普段、日本の民事訴訟ばかりに気を取られている私にとって、このワークショップにおいて日本側

の質問に対してラオス側から示される回答は、逐一新鮮であった。ある意味では、どれも私の想定外の回答だったともいえるのだが、これをきっかけとして、我が国の民事訴訟法と異なる体系をもった「ラオス民訴訴訟法」をおぼろげながらも想像でき、短い時間ではあったものの、両者を比較検討してみることは学問的にも興味深く、いくつかの有益な示唆を得ることができた。

次に私が参加した企画は、同年2月18日に法務総合研修所で開催された、東京・大阪・ラオスの三か所を結ぶテレビ会議である。この企画の趣旨も、基本的には前回と同様であるが、現地ワークショップ当日まで1か月を切っており、課題を最終決定すべき時が迫っていた。さて、テレビ会議という形式は、私もその時までには何度か経験したことはあったが、いずれも相手方が日本人であった。これに対して、上記のテレビ会議は、通訳を介して、ラオスの現地スタッフと意見交換をするわけであるから、かつて私が経験したものとは勝手が違う。この会議のための下準備は極めて周到に行われ、機材面でのトラブルは一切なかったものの、通訳を介しての会議は、想像以上に時間的なロスがあることを実感せざるを得なかった。発言する際には、自分でもなるべく通訳に負担のかからない簡潔なフレーズを心がけたつもりであったが、時折、発言内容の確認作業が入り、それをまた通訳を介して説明するといった具合で、なかなかストレスフルであった（なお、誤解を避けるために一言するが、通訳そのものは秀逸であり、私のストレスはもっぱら上記の会議スタイルからくるものである）。こうしたロスを上手く解消するには、質疑応答に関して、たたき台となる共通の文書をあらかじめ作成しておくのが便宜だが、この会議では正にこのことを痛感させられた。とはいえ、現地入りする前に、通訳を介した会議を経験できたおかげで、現地ワークショップの準備として日本側が作成すべき問題は、なるべくシンプルで、かつ、原理原則にかかわるものになるよう、十分に配慮することができた。また、問題の趣旨に関して、日本側スタッフの間で共通の理解が得られるような手控えの必要性に気づくこともできた。このように、私にとって、上記のテレビ会議はよい教訓になったといえることができる。

II 現地ワークショップ

私は、2010年3月12日に開催された現地ワークショップに出席するべく、その前日の夜、ラオスに到着した（私がアジア方面に出向くのは、今回が初めてのことであった）。直前の現地入りとなったが、現地ワークショップに先だって、日本側が作成した問題をラオスに送り、現地の実務家（裁判官・弁護士）による事前協議を経て回答を用意してもらう段取りだったこともあり、日本側の最終的な打合せは、当日の朝に予定されているものだけで十分と考えられたからである。当日は、日本側のスタッフがパネリストとして壇上に並び、会場に集まったラオスの実務家に対し、予定していた質問をし、それに対する回答を受けて、さらに意見交換をする、という形式で進められた。私は、問題やその手控えの作成に関与したこともあって、当日の会議では比較的多く発言する機会を与えられたが、その時のやりとりを通じて得られた印象を、若干紹介しておきたい。

1. 用意した問題とその趣旨

日本側がラオスの実務家に提示した問題は、ごく一般的な貸金返還請求訴訟を素材として、①訴えを提起する際に原告はどのような事実を主張しなければならないか、②もし当事者が主張すべきとされている事実の主張が欠けていた場合、裁判所はどのように対処しているか、さらに、③当事者が主張しない事実について裁判所が証拠から心証をとれる場合、裁判所は当該事実の認定をどのように処理しているか（当該事実を当事者が実際に主張した場合と同様に扱っているか否か）、といった点について、ラオス側の回答を引き出す趣旨のものであった。我が国においては、①～③の問いが、弁論主義とその周辺に位置する問題であることは自明であるが、ラオスの民事訴訟が、法適用の前提となる事実の調査につき、当事者にどこまで責任を負わせているかが分かれば、この国の民事訴訟の在り様を見極めるのに有益であろう。これが、①～③の問いを立てた本来の動機である。もっとも、一口に貸金返還請求訴訟といっても、実体法（さしあたり民法）の規律が日本と同じでない（と思われた）以上、当事者の主張すべき事実も日本のそれと異なるものになるのは当然である。しかし、この点が問題になった場合、それはそれで法整備支援の遂行上、有益な情報が得られると考えていた。

とはいえ、日本側が提示した問題については、私自身も一抹の不安を感じていた。というのも、弁論主義は、その適用範囲が主要事実に限られるため、事例問題を使ってこれを検討する際は、いわゆる要件事実の問題を避けて通れない。具体的には、日本法を前提に言えば、金銭交付、返還合意、弁済期の合意、そして弁済期の到来という各事実が、当事者によって主張されたかどうかは鍵になる。時間の制約が厳しい現地ワークショップの本番において、こうした問題を扱えば、通訳を困惑させ、議論が上手くかみ合わないことも予測される。私は、この点に危うさを感じながら、本番を迎えることになった。もっとも、このような不安がありながら、なお上記の問題をラオスの実務家に投げかけたのには理由がある。それは、もしラオスの実務家が、上記の一連の主要事実つき、主張立証責任は原告たる貸主が負うと考えないとすれば、そのような前提の下でどのように裁判ができるのか、またそうした裁判の理論的な根拠がどこにあるのか、といった点に関するラオス側の回答が得られるはずだが、個人的にはこの点に強い関心があったからである。しかしながら、そうした回答が出てきた場合、それは日本側が作成した問題がラオス側の実情に合っておらず、その意味で「ハズレ」であったことを意味し、得られた回答も（私の関心は別として）二次的な収穫にすぎないともいえる。だが私としては、勝手なことながら、それでもよいのではないか、つまり、両国の間では議論が全くかみ合わないという結論も、それはそれでワークショップの成果とみてよいのではないかと考え、敢えてリスクのある問題を提示したわけである。

2. ラオスの実務家による回答

では、上記の質問に対するラオス側の回答は、実際どうであったか。これは意外にも、貸金返還請求訴訟において、原告が訴状等で主張してきた事実を、上記のような主要事

実（のようなもの）に分析し、必要な主張の有無を確認する作業をしている、という趣旨であった（と記憶している）。この回答は、正直なところ、私が期待したものとはかなり違っていた。というのも、そのときの私は、ラオス側への質問とは裏腹に、「そのような細かい事実を言われても意味が分からない」、あるいは、「とりあえず原告の言い分はすべて出してもらい、そもそも貸金の返還かそうでないかも含め、原告がどういう理由で金銭の支払を求めているかは、審理を進めた後に分かってくれば十分だ」、といった回答を期待していたからである。もっとも、ラオス側からの実際の回答が、ラオスの実務家の平均的な回答なのか、それとも相当に優秀な、しかも日本の法制をよく研究して、日本側の質問をいかに上手くさばくかを綿密に検討した成果だったのか、当時は皆目分からなかったし、いまも半信半疑である。ただ、後日談をも含めて言えば、先の回答は、どうやら後者のように捉えるのが正解のようである。

3. 現地ワークショップから得た印象

さて、以上に述べたことのみを素材として何かを語るのはいささか強引だが、敢えて言わせてもらえば、ラオスの裁判の実情を知るとは、それ自体かなり難しいということである。これを踏まえた上で、先のラオス側の回答を私なりに考えてみると、どうしても気がかりな点が残る。それは、訴えを提起する段階で、原告自身が、ラオスの民法等に基づく分析を通じて、相手方（＝被告）との間に生じている紛争が貸金返還請求事件にあたるといった法的評価を下すこと（いわゆる紛争定義を原告がすること）を前提とした回答になっていたからである。つまり、ラオス側の回答によれば、原告は、訴え提起の段階で、裁判所に審判を求める事件の法的構成を自ら絞り込んでおり、しかもそれが普通だという感覚をラオスの実務家も持っていることが分かる。なるほど、ラオスにもすでに民法典があり、そこには我が国でいう典型契約も規定されているようであるから、このこと自体を不思議がる必要はないかもしれない。また、ラオスの民法がどうあれ、金銭消費貸借のごときは、ラオスの取引社会でも普通に行われているから、貸した金を返せと求める貸主が、果たして何を借主に主張すべきかを慎重に考えたとき、我が国でいう主要事実と同じような要素を当事者が抽出し、裁判もこれを前提に適切に行われているとしても何ら不思議ではない、と考える余地はあるだろう。しかしながら、現地ワークショップの開催直前、ラオスには法律家（と呼べる者）が極端に少なく、弁護士の法的素養も十分に鍛えられていない、といった補足的な情報が私の耳には届いていた。それゆえ、私にしてみれば、給付訴訟の申立事項（素材とした事例でいえば、支払を求める金額）を特定するだけでなく、その法的構成をも特定主張した上で、特定の権利主張（我が国では、訴訟上の請求ないし訴訟物）を根拠づける（つまり裁判官が法を適用して特定の権利の有無を判断する）のに必要な具体的事実を、実際の紛争から適切に抽出して訴状に記載する、といった法律家特有の知的作業が、当事者（特に原告）の領域に属する責務であることについて、ラオスの裁判官が「当然のこと」と認識しているとは考えにくい面があった。だからこそ私は、先のラオス側の回答を、相当なイン

パクトをもって受け止める結果になったのである。仮にラオスの実務が上記の通りだとすると、審判対象の法的構成の決定過程で当事者（特に原告）と裁判所がいかなる役割を担うべきかについて、ラオスの実務家の間でも、日本に極めて近い認識（以下、「当事者主義」と呼ぶ）が共有されていることになる。この見方の真否はともかく、今回の現地ワークショップを通じて私が受けた印象は、さしあたり以上のようなものであった。

もともと、以上のような私の印象論は、前述した後日談をも踏まえて考えれば、全くの誤解かもしれない。またこの誤解が原因となって、ラオスの裁判の実情を謙虚に見つめる目が曇ってしまうかもしれない。こうした不安はあるが、単なる印象論でも、これから法整備支援を本格的に進める上では、一応の手がかりになるのではなかろうか。すなわち、民事訴訟における審判対象を定める過程で、当事者にどこまで責任を負わせるかについて、社会背景その他の諸条件が異なるラオスにおいても、当事者主義を採用する余地はあると考えて支援活動を進めることは、強ち不当ではないように思われる。もしその途中で疑問が生じたときは、当事者主義の前提を改めるべきかどうかについて、その都度吟味すればよい。場合によっては、弁論主義、処分権主義、訴訟物等の民事訴訟の基本概念を支える理論的根拠について新たな知見が生まれる、といった副産物にも期待が持てるかもしれない。ともあれ、本格支援を進めるに当たっては、上記の印象論の当否を検証するという視点を追加する必要があるだろう。

おわりに——ラオス法整備支援への期待

本年8月には、ラオスに対する本格的な支援開始を宣言する式典が、現地で開催されることである。だが、民事訴訟法の分野で言えば、何をどこまで支援するかが、まだ具体的には決まっていない。とはいえ、今後どのような支援が実施されるにせよ、ラオスの平均的な実務の状況を知ることは不可欠といえよう。その手段として、私も実際に関与した、ワークショップという方式が有効であるのは間違いないだろう。しかし、今回の現地ワークショップがそうだったように、このやり方には限界がある。発言の多い実務家が、ラオスの平均的な実務を正確に代弁しているとは限らないからである。したがって、これ以外にも、文献の調査・翻訳はもちろんのこと、インタビュー、研究会といった地道な調査も並行して実施する必要があるように思われる。また、これら以外に有効な手段がないかについても、不断に模索していく必要があるだろう。民事訴訟法という分野は、とりわけ裁判実務との距離が近いだけに、平均的な実務の状況を知ることは極めて重要である。なぜなら、これが解明されれば、ラオスが真に必要としている支援がどのようなものかを適切に把握することができ、その上で効果的な支援を実施できると考えられるからである。ともかく、様々な方法を駆使してラオスの平均的な実務を調査し、その結果、有効な法整備支援の実施に向けた前提条件が整ってくれば、他の東南アジア諸国で先行して実施された支援に続いて、ラオスに対する支援についても、その成果を期待してよいように思われる。